

情報システム利用等基準の改正及び開発等申請に係る取扱いの見直しについて

情報政策課

1 経緯

前橋市情報セキュリティポリシーの改正等に伴い、見直しを行ったもの。

2 主な見直し内容

	見直し前	見直し後
適用範囲	情報政策課が管理するネットワーク（個人番号系、LGWAN系、クラウド接続系、インターネット系）に接続して利用する業務システム	左記のほか、情報政策課以外が管理する本市ネットワーク（教育情報NWを除く）に接続して利用する業務システム（クラウドサービスを含む）（例：図書館NW、水道NW、消防NW 等）
情報システムの継続利用申請	業務システム利用申請(SharePoint List)への登録	情報システム台帳(SharePoint List)への登録
情報システムの新規導入・更改（三市共同利用事業を除く）	- 実施内容、費用対効果、スケジュールの審査 - 稼働可能な接続環境の確認 等	- 左記のほか、必要に応じた伴走型DX支援（BPR）の実施 行政NW以外のNWにおいては、セキュリティ面等での助言等の実施

- ❖ 情報システムの改修、新規導入・更改等により予算措置を伴うものについては、必ず情報政策課への相談・開発等申請手続きを経るようお願いします。
- ❖ 上記の詳細については、R7.6.10発出済み「[令和8年度情報システム利用に係る申請書等の提出について（通知）](#)」により取り扱ってください。

令和 8 年度 情報システム利用・開発等申請及び予算要求に向けたスケジュール

